

Myじんけん宣言とは？

企業・団体のトップや幹部の方に、人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明してもらうことで、企業・団体の人権に関する取組を促進する法務省のプロジェクトです。

宣言は「Myじんけん宣言」特設サイトに投稿するだけです。とっても簡単です！！

ステップ1 Myじんけん宣言の特設サイトにアクセスします

「Myじんけん宣言」で検索し、人権ライブラリー (<https://www.jinken-library.jp/>)内の「Myじんけん宣言」特設サイトにアクセスします。

「Myじんけん宣言一覧」ページでは、Myじんけん宣言をされた企業・団体が確認できますので、宣言内容等を参考にしてください。

ステップ2 宣言の内容を考えます

宣言は、人権尊重に対する決意や企業としての取組の基本的な考えを示すものです。世界人権宣言や「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を参考にするとともに、サイト内の宣言例及び留意事項をご参照ください。

- 【例】・人権尊重のための方針に基づき、社内の体制を整備します。
- ・働きやすい職場作りの実現に取り組みます。
 - ・ハラスメントを防止するための教育・研修を実施するとともに、対策を実施します。
 - ・女性活躍・障害者雇用を促進します。

ステップ3 Myじんけん宣言を作成して投稿します

- ① ステップ1の「Myじんけん宣言」特設サイトの「Myじんけん宣言をする企業・団体の方へ」ページから「Myじんけん宣言」様式例を使用し、宣言文を作成してください。
- ② 入力フォームに必要事項を入力し、宣言内容を記載したファイル（PDF）とできれば宣言を持った写真データ（jpg）をフォームから送信してください。
（人権方針等を策定している場合は、そのURLも併せて掲載できます。）



〇〇株式会社 Myじんけん宣言
(宣言内容を記載したPDFファイル)



〇〇株式会社 Myじんけん宣言
(宣言を持った写真データ)

ステップ4 Myじんけん宣言が公表されます

人権擁護上顕著なものについては、投稿からおおむね1週間程度で上記の「Myじんけん宣言」特設サイトで公表されます。

* 福島地方方法務局ホームページでもMyじんけん宣言をした福島県内の企業・団体について公表しますので、法務局人権擁護課（024-534-1994）まで掲載になった旨をお知らせください。

投稿に関するお問合せ

公益財団法人人権教育啓発推進センター 人権ライブラリー

Myじんけん宣言事務局

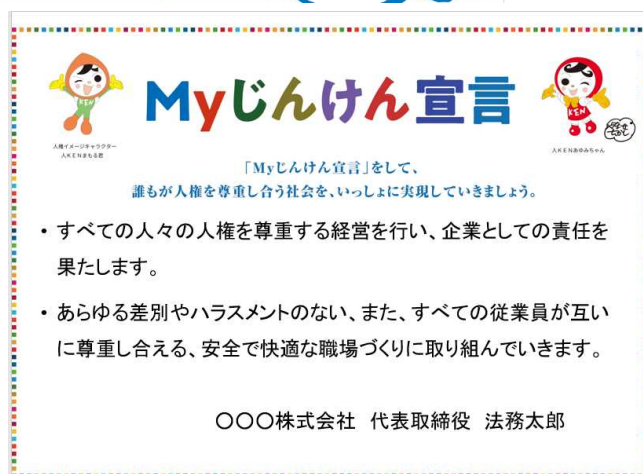
Tel 03-5777-1919

「Myじんけん宣言」特設サイト (<https://www.jinken-library.jp/>)



宣言の内容は自由です！

「世界人権宣言」や「ビジネスと人権に関する国内行動計画」、以下の「企業が尊重すべき人権の分野」等を参考にしてください。



「企業が尊重すべき人権の分野」

- ・差別
- ・ジェンダー(性的マイノリティ含む)
- ・パワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント
- ・外国人労働者の権利
- ・児童労働
- ・賃金の不足・未払、生活賃金
- ・過剰・不当な労働時間
- ・労働安全衛生
- ・社会保障を受ける権利
- ・プライバシーの権利
- ・サプライチェーン上の人権問題

宣言例

私たちは、人権、人格、個性、個人の多様な価値観を尊重します。

全ての従業員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場作りに取り組んでいきます。

当社は、差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの個人の尊厳を損なう行為を行いません。

Myじんけん宣言に関するお問合せ・連絡先

〒960-0103 福島市本内字南長割1-3

福島地方法務局人権擁護課

TEL 024-534-1994

